

第1回 名寄市農業委員会総会（令和5年1月）会議録

日 時 令和5年1月31日（火）

午後3時58分 開始

午後4時34分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	1件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	6件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	7件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	14件	承認
第6	報告第1号	農用地利用集積計画の変更について	1件	
第7	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	

第1回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	21番 飯塚明夫
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清	18番 中村敏夫	

欠席 22番 竹部裕二

第1回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年1月31日（火）午後3時58分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和5年第1回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和5年第1回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は22番 竹部委員から欠席報告を受けており、委員定数27名中、委員26名の出席
です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますの
で、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、12
番 林委員、14番 武田委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、林委員、武田委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
それでは**番号28番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号28番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯塚委員： はい。

議 長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。番号28番の説明をします。所有者は〇〇〇〇さんで、所在については
地図の6ページをご覧ください。中央の下の方に、国道40号のマーカがあります。そ
の左側に、漢字で南と書いてある文字の左側に進んだところが現地になります。現況につ
いては、雑木等もあり原野の状態です。農地以外と認めます。なお、昨年農地パトロールに
おいて、智恵文地区の委員全員で現地を確認していますので申し添えます。

議 長： ただいま、飯塚委員より意見がありました。
番号28番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
本件は、番号22番から27番まで一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号22番から27番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
番号22番から27番までについて承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番から27番まで一括して承認することに決定いたしました。

議 長： 日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
賃貸借のみの審査となります。村中代理、席移動のため暫時休憩します。(16:04)

議 長： 議事を再開します。(16:04)
それでは、番号27番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号27番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい、会長。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号27番について説明します。本件は、〇〇さんと〇〇さんの賃貸ですが、以前より草地として利用されていた賃貸の更新になります。現地は地図7ページ、1番右側に朝日とありますが、そこから南の沢に入ったところに〇〇さんの住宅を含めた草地が一带にありまして、その隣接地になっています。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号27番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号27番は原案のとおり決定いたしました。
それでは暫時休憩いたします。(16:05)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:05)
引き続き、**番号28番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号28番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯塚委員： はい。

議 長： 飯塚委員。

飯塚委員： 21番 飯塚です。番号28番について説明します。〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの賃貸借ですが、所在については、先ほどの6ページの国道40号線のマーカーから国道を美深方面に2kmほど行った所の右手になります。以前より賃貸されていたもので、更新ということで問題ない案件かと思えます。よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、飯塚委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号28番について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、**番号29番、30番**を一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号29番、30番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい、議長。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号29番、30番について説明します。本件は、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇〇さんの賃貸借の更新となっています。何ら問題ないと思えますが、よろしくご審議お願ひします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番、30番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番、30番は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号31番から33番**までを一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号31番から33番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号31番から33番について説明します。まず31番と32番については、〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇さんへの経営者変更ということで、今まで賃貸されていた土地の再契約となります。何ら問題ない案件かと思われまます。
33番につきましても、契約期間満了による更新ということで、〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんの賃貸契約となりますので、よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号31番から33番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番から33番は、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。
番号23番は、中村委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩します。(16:10)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:10)
それでは、**番号23番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第4号 番号23番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

清水委員： はい、会長。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号23番について説明します。この農地は以前住宅等がありましたが、昨年の秋に処分して、農地と小さな建物が残っている状況にあります。それを近くを耕作している〇〇〇〇さんが引き受けるということで贈与による3条となっています。何ら問題ない案件かと思いますが、審議をよろしくお願いします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号23番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番は原案のとおり決定いたしました。
それでは暫時休憩いたします。（16：12）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：12）
引き続き、**番号24番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号24番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい、会長。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号24番について説明します。地図の7ページをご覧ください。弥生というマーカーがあり、その左に58と数字が書いた場所がありますが、その黒い道路下のところになります。この農地については、周りが山林だったり川があったりと、条件が良いところではないですが、〇〇さんが引き受けるということで、今回3条許可案件として進めさせていただきました。何ら問題ない案件かと思いますが、審議よろしくお願いします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号24番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号24番は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、**番号25番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号25番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号25番について説明します。まず所在ですが、7ページの左上の方に10線とあり、その左の方に瑞穂とあります。10線から瑞穂に向かう間に、細い道がありますが、そこに入ってすぐのところになります。〇〇〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にありまして、申請地については、〇〇さんの土地の地続きということで、今回3条での売買となりました。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号25番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号25番は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、**番号26番**は、菅野委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。(16:16)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:16)
引き続き、**番号26番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号26番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありますか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。26番について説明します。まず所在地ですが、6ページをご覧ください。中央に智恵文とある“文”という字の右側の住宅周りの土地になります。今まで作付けしていた方が耕作できないということで、同じ集団内の〇〇〇〇〇〇さんが引き受けてくれることになりました。3条での売買となります。何ら問題ない案件かと思いますが、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番は原案のとおり決定いたしました。
菅野委員は席移動をお願いいたします。(16:19)

議 長： それでは議事を再開いたします。
引き続き、**番号27番、28番**を一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号27番、28番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員：はい。

議長：菅原委員

菅原委員：1番 菅原です。番号27番、28番について説明します。所在は図面の8ページをご覧ください。中央に国道40号とマーカーがある“国”と書いている左上の26線東2号が所在地となります。この農地は昨年まで牧草を作付けしていましたが、泥炭地であり排水不良のため、良好な農地とは言い難いものでした。また畦畔を撤去している状況もありましたが、隣接地を耕作されている〇〇〇〇〇〇さんが引き受けてくれることになりました。両者合意のもと3条申請での売買となります。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長：ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号27番、28番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号27番、28番は原案のとおり決定いたしました。
次の**番号29番**は、私から意見がありますので、暫時休憩いたします。（16：22）

議長：それでは再開いたします。（16：22）
番号29番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号29番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員：はい。

議長：沼田委員。

沼田委員：13番 沼田です。番号29番について説明します。まず所在ですが、地図の8ページをご覧ください。真ん中の下の方に二十九線とマーカーがありますが、二十九線の“二”と“十”の間が場所となります。〇〇さんについては、早くにご主人を亡くされて、ずっと作業委託で牧草を耕作していましたが、高齢のため農地を処分したいということになりました。この農地については、基盤整備や換地等が行われていないことから、あっせんにはかけられないということで、今回3条の売買になりました。買い手の〇〇さんについては、通い地になりますが、近くに農地を所有しています。何ら問題のない案件かと思いますが、よろしく願いいたします。

議長：ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番は、原案のとおり決定いたしました。沼田委員席移動のため暫時休憩いたします。(16:24)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:24)
引き続き、**番号30番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号30番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号30番について説明します。まず土地の所在ですが、9ページを開いてください。真ん中より少し左側の方に、マーカーで道道旭土別線とありますが、その2つ目の“道”という辺りが土地の所在になります。この土地については、日進地区の〇〇〇〇さんと賃貸をしていましたが、今回〇〇さんの都合により賃貸が継続出来ないということで、耕作者を探していましたが、この土地の近くを耕作している〇〇〇〇〇〇さんが買い受けていただけるということで、3条での申請となりました。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号30番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番は、原案のとおり決定いたしました。
続きまして、**番号31番から35番**までを一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号 番号31番から35番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号31番から35番について説明します。
まず31番から33番は、議案第2号 番号23、24で可決されました件と関係がありまして、番号31番は曾祖父の〇〇さんからひ孫の〇〇さんに、番号32番は祖父の〇〇さんから孫の〇〇さんに、番号33番は父の〇〇さんから息子の〇〇さんに経営移譲するた

めの使用貸借となります。

次に番号34番は、〇〇〇〇さんが息子さんの〇さんに経営移譲するための使用貸借になります。

最後に35番は、地図9ページをご覧ください。道道下川風連線とマーカーがありますが、そこ御料4線との上側に所在地があります。今回は、議案第3号 番号29番で可決された土地の一部で、〇〇さんが長年賃貸している〇〇〇〇〇〇さんへ買ってもらいたいということで、両者合意のもと3条での売買となっています。何ら問題はないと思いますが、ご審議お願いいたします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号31番から35番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番から35番までを原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号36番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号36番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員： 会長。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。番号36番について説明します。この土地は、〇〇さんが10年ほど前から〇〇さんの父親から賃貸で耕作していましたが、父親が亡くなり〇〇さんが相続をして、これを機に売却したいということで〇〇さんに相談したところ、引き受けたいということで3条での売買となりました。この土地の所在は8ページ、左側に西風連というマーカーがありますが、その下の西6号という南北にある市道の中央西側の土地となります。問題はないと思いますが、よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号36番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号36番は、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第6、報告第1号「農用地利用集積計画の変更について」です。
事務局より報告をお願いします。

事務局：（報告第1号について説明する。）

議長：農用地利用集積計画の変更についての報告でした。

議長：日程第7、報告第2号「農地法第5条転用工事完了報告」です。
番号6番について、横田委員より報告をお願いします。

横田委員：17番 横田です。番号6番について報告します。1月20日に現地を確認しました。立派な乾乳牛舎の施設が完成していることを報告いたします。

議長：農地法第5条転用工事についての完了報告でした。

議長：以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第1回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後4時34分 閉会)

【公告：令和5年1月31日 番号2番】

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____